

## 第5章 安心して暮らせる、人にやさしい環境づくり(政策目標3)

### 1 総合相談支援・権利擁護体制の強化 (高齢者福祉関連・介護保険関連)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう一人ひとりの状況に応じ、どのような支援が必要かを細かく把握し、地域における適切なサービス機関または制度の利用につなげるよう取り組んでいきます。

#### (1) 実態把握の推進

介護支援専門員(ケアマネジャー)、民生委員などの関係機関との連携・協力を通して、戸別訪問を行ったり同居していない家族や近隣住民からの情報収集を行うなどし、独居高齢者を中心に高齢者自身の状況や家族の状況についての実態把握に努め、支援を必要とする高齢者を見出して総合相談につなげていきます。

#### (2) 地域におけるネットワーク構築

適切な支援・継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域包括支援センターを中心に、5ヶ所のブランチ及び介護支援専門員、民生委員など様々な関係者によるネットワークの構築を図ります。

#### (3) 総合相談

##### ① 初期段階での相談対応

本人・家族・近隣の住民・地域ネットワーク等を通じた様々な相談に対して適確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

##### ② 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問を行うとともに様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、適切なサービスや制度利用につなぐとともに、当事者や当該関係機関から定期的に情報収集を行います。併せて、相談業務に係る職員等の専門的知識習得のための取組みを推進します。

#### (4) 権利擁護体制の強化

##### ① 成年後見制度の活用

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースについては、以下の業務を行います。

- ・高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援します。
- ・申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の

利用が必要と認めるときは、速やかに当該高齢者の状況等を把握し、市長申立てにつなげます。

- ・成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取り組みを行います。
- ・鑑定または診断書の作成手続きに速やかに取組めるよう、地域の医療機関との連携を確保します。
- ・高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、成年後見人となるべき人を推薦する団体等を紹介します。

#### ②虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応に努めます。

また、権利擁護相談の情報収集については、個人情報の保護を第一に留意して、複数で確認し対応します。

#### ③困難事例への対応

高齢者やその家庭に複雑な問題がある場合や、高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センターが中心となって対応します。

## 2 認知症高齢者ケアの充実 高齢者福祉関連・介護保険関連

### (1) 認知症の進行防止と予防対策の充実

認知症についての啓発と認知症予防、早期発見に努めるため、老人クラブや地区からの要請により開催している地域支援事業の「認知症予防推進事業」を通して、認知症予防のための健康教室や相談等介護者への支援を全市的に広めています。

### (2) 認知症に関する知識の普及と見守りの充実

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター要請研修」の充実を通して、地域の見守り体制づくりを継続して進めるとともに、認知症の人やその家族が安心して日常生活が送れるように「見守りサポーター派遣事業」の充実を図ります。

### (3) 個々の状況に応じた対応の充実

保健・医療・福祉等関係機関との連携強化を通して、在宅あるいはデイサービス、短期入所等における個々の対応、グループホームにおける小集団の対応など、対象者の病状に応じた適切な指導、助言に努めます。

## 3 高齢者の生きがいづくり 高齢者福祉関連

### (1) 老人クラブ活動の活発化

本市では、高齢者は増加傾向にあるものの、高齢者に占める老人クラブ会員の割合は年々減少傾向にあります。ただ、老人クラブでは、高齢者が相互に支援する友愛活動や様々なサークル活動を通して、魅力ある老人クラブを目指した活動が展開されています。今後の高齢社会にあっては、地域福祉活動の中核的組織として重要であることから、団塊の世代の高齢化を見据え会員の加入促進に協調して取り組みます。

また、各会員が自らの健康増進や知的欲求の充実を図るだけでなく、虚弱老人への総合支援などの高まっている社会的要請に応えられるよう、市との協働を推進していくとともに、老人クラブが積極的・主体的に取り組んでいる各種活動に対して助成を行っていきます。

併せて、老人クラブ間の交流を活発化し、地域交流の場として、あるいは仲間づくりの場として大切な役割を果たしている老人クラブの魅力向上のための支援に努めます。

### (2) 生きがい対策の推進

モデル地区で地域支援事業として実施している「生きがいづくり教室」や老人福祉センターでの趣味活動を中心とした「生活発見創造講座事業」、さらには「高齢者ふれあい・生きがい発掘事業」の充実、強化を通して、高齢者自身の生きがいある生活の向上、高齢者同士のふれあい交流機会の拡大を図るとともに、閉じこもり防止や認知症予防対策に努めます。

その他、生涯学習センターでのさわやか講座や各公民館での「まちづくりフォーラム(伊万里塾)」における高齢者向けの特色ある活動の充実を図ります。

また、伊万里市老人クラブ連合会や伊万里市社会福祉協議会、関係団体等との連携のもと、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ニュースポーツなど高齢者スポーツの振興に努めます。

さらに、長寿者に対する祝賀事業として実施している「百寿記念メダル贈呈」「つるかめ敬老祝商品券交付」「敬老会開催」の各事業については、平均寿命の伸びを踏まえて、継続、充実に努めます。

### (3) 就労機会の確保

高齢化の進行とともに、団塊の世代が60歳を迎えるなど、高齢期における就業・社会参加ニーズの一層の多様化が見込まれるなかで、地域における高齢者の雇用・就労機会の確保は益々重要な課題となっています。

シルバー人材センターは高齢者に適した仕事の確保・提供を通じて、生きがいづくりや地域社会への貢献など果たす役割は大きいことから、引き続きその運営に対して助成を行っていきます。

また、認知症の人に対する見守りサポーター派遣事業のサポーター養成を推進するなど、市と協働して事業を展開していきます。

#### 4 高齢者が安心して生活できる地域福祉の推進 高齢者福祉関連

##### (1) 在宅福祉サービス

ひとり暮らしや高齢者世帯など、地域で生活するうえで、支援を必要とする高齢者に対し、対象者の状態に応じた在宅福祉サービスを提供します。

| 施策・事業           | 事業概要  | 計画内容  |
|-----------------|---|---|
| 高<br>緊急通報システム事業 | ・一人暮らし高齢者等に、緊急通報装置を貸与するとともに、緊急時に安否確認を行う協力者を確保して、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図る。 | ・一人暮らしの高齢者は今後も増加することが予測されることから、高齢者等の生活不安が解消され、安心して在宅生活が維持できるよう、継続して事業を実施していきます。               |
| 高<br>福祉電話貸与事業   | ・一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、電話のない低所得の家庭に、電話を無料で貸与し、高齢者世帯の不安解消と通報体制の整備を図る。          | ・一人暮らし高齢者等及び重度心身障害者にとって、電話は地域社会における連絡手段として重要な役割を果たしていることから、高齢者等の不安解消、生活向上のため、継続して事業を実施していきます。 |

##### (2) 施設福祉サービス

| 施策・事業                | 事業概要   | 計画内容  |
|----------------------|--|---|
| 高<br>老人保護措置事業        | ・一定の介助を必要とするおおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な人を、養護老人ホームへ保護することにより、安心で健やかな生活を提供する。 | ・高齢化の進展に伴い、在宅での生活に不安がある高齢者の増加が予測されることから、高齢者住宅やケアハウス等の整備状況をみながら、一人ひとりの状況に応じた入所等の対応を図っていきます。              |
| 高<br>老人福祉センター・老人憩いの家 | ・60歳以上の人に対して各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供する施設で、老人福祉センターが1か所、老人憩いの家3か所の4施設を設置している。    | ・これらの施設は指定管理者制度を活用しているところであり、今後も同制度による効率的で適切な管理・運営に取り組みます。なお、憩いの家については、老朽化が進んでいることから、修繕等の対応対策を検討していきます。 |

##### (3) 地域生活支援体制の整備

本市では、平成19年3月に「伊万里市地域福祉計画」を策定するとともに、同時に社会福祉協議会では「伊万里市地域福祉活動計画」が策定されました。

高齢者の地域生活の支援にあたっては、市民や地域の意見等が反映されたこれら諸計画を踏まえ、民生委員・児童委員等を中心に、「愛の一聲運動」や「友愛ヘルプ事業」等老人クラブ会員やシルバー人材センター会員等の活動、地域住民等による高齢者の見守りや安否確認、孤独感や不安の解消、社会参加の促進など地域ぐるみで高齢者を支援する体制の整備、充実に努めます。

##### (4) ボランティアの確保と育成

本市のボランティア活動に関しては、「社会福祉協議会」「伊万里市ボランティア連絡協議会」が拠点的な役割を果たしており、年々、団体、個人ともボランティア参加者が増えており、地域座談会の開催や福祉活動員の育成等の充実、強化を通して、地域福祉におけるボランティア活動の環境づくりを進めます。

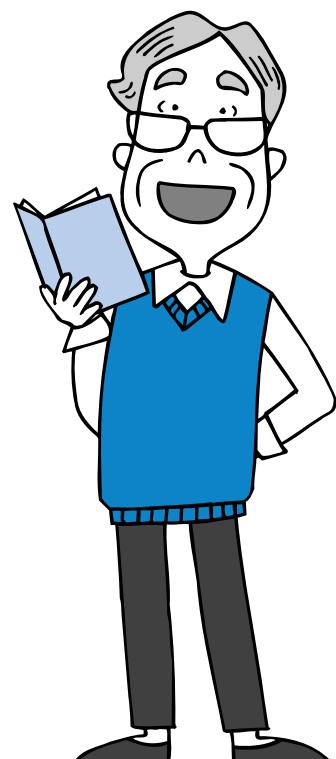
また、地域におけるボランティア活動が永続的に展開できるように、地域の拠点となる「地域共生ステーション」と連携した地区公民館や老人憩いの家、小・中学校などの施設について、活動情報の集積拠点としての活用を図ります。

さらに、ボランティア活動の普及のため、ボランティアコーディネーターの増員、ボランティアリーダー及びアドバイザーの養成等を推進し、裾野の拡大を図ります。

##### (5) 地域住民への啓発

地域福祉の視点に基づく啓発活動を充実し、地域における住民同士の支え合いや見守り合いを大切にする意識の醸成に努めます。

また、情報提供のための掲示板やサテライトコーナーの設置、アドバイザー派遣等を通して、学校教育や社会教育の場での「ボランティア交流」をはじめ、各種研修会や講演会等の充実、強化を図るなど福祉教育の充実やボランティア活動の場の提供を積極的に進めます。



## 5 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者福祉関連

### (1) 利用に配慮した公共施設の整備

市営住宅については、手すり設置や集会所等でのバリアフリー化など高齢者に配慮した整備が一部で進められており、今後も継続した事業の実施を図るとともに、建物の建替えについても併せて検討していきます。

また、道路などについても歩行者空間を中心に隨時バリアフリー化を推進します。

### (2) 移動交通手段の確保

高齢者の公的な移動交通手段としては、社会福祉協議会、行政、地域が一体となって福祉バスの運行の継続を図ります。また、高齢者の自宅と福祉施設や医療施設間の移送については、介護タクシー等民間サービスの支援を継続していきます。

### (3) 交通安全対策

高齢者の交通死亡事故を防ぐために、高齢者ドライバーの安全運転意識の徹底や交通安全教室の開催など、警察並びに関係機関と一帯となって、交通安全対策に取り組みます。

### (4) 防犯対策

高齢者等を犯罪から守り、安心した日常生活が送れるよう警察並びに関係機関と連携しながら、犯罪情勢に沿った防犯講話や広報活動を積極的に展開していきます。

とくに、消費者保護については、県や警察及び裁判所等の関係行政機関と連携を図り、「振り込め詐欺」「架空請求」「悪質な訪問販売」「催眠商法」「送り付け商法」等の実態を高齢者に周知するとともに、関係部署との情報交換を行い、保護対策の充実、強化を図ります。

### (5) 地域における防災体制の充実

地域と連携し、高齢者などに着目した防災体制の充実を図ることで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

とくに、災害時における災害弱者である高齢者の避難体制の構築のため、「緊急用連絡カード」の配布により災害時の避難誘導等の支援が必要な人の把握を行い、地域防災組織や地域の助け合いネットワークへの情報の提供を行うなど「要援護者避難支援プラン」を基本にした防災対策を推進します。